

飼い犬による 咬傷事故を

こうじょうじこ

犬が人や飼い犬などを襲う事故
(咬傷事故)が近年増加しています。
人のケガのほか、咬まれたペットの
犬が死亡するなど、重大な事故も
発生しています。
事故が絶対に起こらないよう、
十分な対策・措置をお願いします。



おこさないために

飼い主の皆様へ

散歩中のほか、首輪が抜けたり、家から飛び出したりして逃げ出した際に、咬傷事故が多く発生しています!「自分の犬は咬まない」「今まで咬んだことがない」は、保証にはなりません。日頃から注意することが重要です。

しつけ…飼い犬の本能・特性などを理解し、適正なしつけを行いましょう。
必要に応じて専門の訓練士にも相談を!!

散歩…犬を制御できる人が行いましょう。人や他の犬とすれ違う時はリードを短く持つなど、通行人に届かないようにしっかりと制御しましょう。
できるだけ人通りの少ない時間帯や場所を選ぶことが望されます。



飼育方法…次の対策を行いましょう。

犬をつなぐ首輪、
鎖やリード、杭、留
め具などは劣化し
ていませんか?
定期的に確認しま
しょう。



首輪は、頭から抜け
てしまわないよう
に、人の指が1~2
本入る程度のサイズ
に調整しましょう。
緩みがないかこまめ
に確認しましょう。



来客等が安易に
手を触れないよ
うに、敷地の入口
等に犬がいるこ
とを示す掲示を
しましょう。



屋外で飼うときは…

来客など人の通る場所に届かないように
係留するか、囲い等の中に入れましょう。
囲い等の中で飼うときは飛び出さない
ようにしましょう。

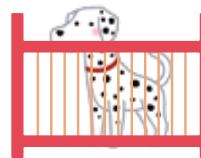


特に
大型犬は
注意!



屋内で飼うときは…

①柵を設ける。
②来客時はサークルなどの囲いに入れる。
③別室に犬を入れて扉を閉めてから
玄関や窓の開閉を行う。



万が一、飼い犬が人を咬んだ時は

飼い主は速やかに次の措置を行い、直ちに最寄りの保健所へ連絡してください。
①事故による怪我への応急処置 ②新たな事故が発生しないような防止措置

飼い主には、県動物愛護条例等の違反や損害賠償責任などの重い責任が生じます。
また、飼い主以外の方も、飼い主の許可なく触ったり、犬の近くで急に駆け出したりするのはやめましょう。

○県内保健所

東部地区 鳥取市保健所 (鳥取市富安二丁目138-4)

【電話】0857-30-8551

中部地区 中部総合事務所倉吉保健所 (倉吉市東巖城町2)

【電話】0858-23-3149

西部地区 西部総合事務所米子保健所 (米子市糀町一丁目160)

【電話】0859-31-9320

○鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課くらしの安全担当

(鳥取市東町一丁目220) 【電話】0857-26-7877

犬の飼い主のみなさまへ

犬の登録と狂犬病予防注射の年1回の接種は飼い主の義務です



鑑札・注射済票は必ず装着しましょう。

- 「鑑札」と、狂犬病予防注射の「注射済票」は、飼い犬に装着する義務があります。外れないように装着しましょう。
- もしも、迷子になった時にもすぐにお家に帰れます。
- マイクロチップや迷子札の装着もご検討ください。
- 迷子になったときは、必ず保健所と警察署に連絡してください。



※一部の自治体では、マイクロチップの装着をもって鑑札の装着とみなせることがあります。

マイクロチップを装着した際や引っ越しして住所が変わった時には、必ず、マイクロチップ情報の登録サイトで手続きを行いましょう。

環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト(<https://reg.mc.env.go.jp/>)」

ペットを飼う時は、責任を持って飼いましょう

- 「引っ越し」、「家族の反対」、「飼い主の病気・死亡」などで、飼っている犬猫を引き取ってほしいといった相談が県内保健所に寄せられます。
- 動物を飼うときは、最後まで責任を持って飼えるかどうか考え、次のことに注意して愛情をもって飼いましょう。

- ・種類や習性などを理解して、適切に飼いましょう。
- ・感染症予防に努めましょう。
- ・動物が逃げないように注意しましょう。
- ・最後の時まで責任を持って飼いましょう。
- ・みだりに繁殖させないようにしましょう。



ペットを最後まで飼うことが飼い主の責任です。
飼えなくなった場合に、新しい飼い主を探すことも、
飼い主とその家族の責任です。